

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 11 月 5 日

高松法務局観音寺支局

登記官 野村 和 秀

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4702-2025-0060	観音寺市大野原町田野々字南谷乙 2 4 7 番
4702-2025-0061	観音寺市大野原町田野々字南谷乙 2 5 4 番